

総務省令第二十一号

地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第九号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

総務大臣 高市 早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の七中第二十三号を第二十五号とし、第十七号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、第十六号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 法第七十二条の三十二の二第四項又は第七項の規定による通知

第一条の七第十五号の次に次の一号を加える。

十六 法第五十三條第五十三項若しくは第五十六項又は第三百二十一條の八第四十九項若しくは第五十二

項の規定による通知

第一條の九の七を第一條の九の九とし、第一條の九の六の次に次の二條を加える。

(事實上婚姻關係と同様の事情にあると認められる者の範圍)

第一條の九の七 法第二十三條第一項第十一号イ(3)及び第二百九十二條第一項第十一号イ(3)に規定する総務

省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合 その者と同一の世帯に属する者の住民票に  
住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七條第四号に掲げる世帯主との続柄(次号及び次条  
において「世帯主との続柄」という。)が世帯主の未届の夫である旨その他の世帯主と事實上婚姻關係  
と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者

二 その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合 その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主  
の未届の妻である旨その他の世帯主と事實上婚姻關係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の  
記載がされているときのその世帯主

第一条の九の八 法第二十三条第一項第十二号ハ及び第二百九十二条第一項第十二号ハに規定する総務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合 その者と同一の世帯に属する者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者

二 その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合 その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

第二条の二第三項中「医療費控除」を「医療費控除額の控除」に改め、同条第四項中「第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項」を「第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項」に、「この省令の施行地に住所を有しない者」を「所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者である者」に、「及び次項」を「から第六項まで」に、「障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除」を「障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除」に改め、「（以下この項において「申告者」という。）」を削

り、「又は所得税法」を「又は同法」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項」を「第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 国外居住者に係る扶養控除額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百七条の二第一項の申告書を提出する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、又は同法第九十四条第四項、第九十五条第四項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

- 一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類
- イ 所得税法施行規則第四十七条の二第七項に規定する書類
- ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第八項に規定する書類

二 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(1)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除に関する事項を記載する場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ 前号イに掲げる書類

ロ 前号ロに掲げる書類

ハ 所得税法施行規則第四十七条の二第九項に規定する書類

三 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(3)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除に関する事項を記載する場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ 第一号イに掲げる書類

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第十項に規定する書類

第二条の三第三項中「前条第六項」を「前条第七項」に、「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同条第四項中「前条第七項」を「前条第八項」に、「前条第五項」を「前条第六項」に改める。

第二条の三の二の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「給与所得者の扶養親族等申告書」を「給与所得者の扶養親族申告書」に改める。

第二条の三の三の見出し中「給与所得者の扶養親族等申告書等」を「給与所得者の扶養親族申告書等」に改め、同条第一項中「第四十五条の三の二第一項第四号及び第三百十七条の三の二第一項第四号」を「第四十五条の三の二第一項第三号及び第三百十七条の三の二第一項第三号」に改め、同項第一号中「給与所得者の扶養親族等申告書」を「給与所得者の扶養親族申告書」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同条第三項中「給与所得者の扶養親族等申告書又は」を「給与所得者の扶養親族申告書又は」に、「給与又は」に、「給与所得者の扶養親族等申告書等」を「給与所得者の扶養親族申告書等」に、「当該給与所得者の扶養親族等申告書等」を「当該給与所得者の扶養親族申告書等」に、「給与所得者の扶養親族申告書等には」を「給与所得者の扶養親族申告書等には」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 給与所得者の扶養親族申告書等

二 第二条の三の五第一項に規定する公的年金等受給者の扶養親族申告書

第二条の三の三第五項及び第六項中「給与所得者の扶養親族等申告書等」を「給与所得者の扶養親族申告書等」に改め、同条第九項中「給与所得者の扶養親族等申告書」を「給与所得者の扶養親族申告書」に改め、同条第十項中「給与所得者の扶養親族等申告書」を「給与所得者の扶養親族申告書」に、「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に改め、同条第十一項中「給与所得者の扶養親族等申告書」を「給与所得者の扶養親族申告書」に改める。

第二条の三の四の見出し及び同条第一項第一号中「給与所得者の扶養親族等申告書」を「給与所得者の扶養親族申告書」に改める。

第二条の三の五の見出し及び同条第一項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、同条第二項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に、「第三百十七条の三の三第五項」を「第三百十七条の三の三第四項」に、「第二条の二第六項第二号」を「第二条の二第七項第二号」に改め、同条第三項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改める。

第二条の三の六の見出し中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申

「告書」に改め、同条第一項中「第四十五条の三の三第一項第四号及び第三百十七条の三の三第一項第四号」を「第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号」に改め、同項第一号中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同条第二項、第四項及び第五項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、同条第六項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、「（昭和四十二年法律第八十一号）」を削り、同条第八項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、同条第九項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に、「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に改め、同条第十項中「第二条の二第六項第二号」を「第二条の二第七項第二号」に、「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改める。

第二条の三の七の見出し中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改める。



第三条の十四を第三条の十四の二とし、第三条の十三の三の次に次の一条を加える。

(法第七十二条の二第一項第三号の事業)

第三条の十四 法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（次項において「小売電気事業」という。））、同条第一項第八号に規定する一般送配電事業（次項及び第六条の二第一項において「一般送配電事業」という。））、同法第二条第一項第十二号に規定する特定送配電事業（次項において「特定送配電事業」という。））、同条第一項第十四号に規定する発電事業（次項において「発電事業」という。））及び次項に規定する事業に該当する部分を除く。）とする。

2 法第七十二条の二第一項第三号に規定する発電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物という。第六条の二第一項において同じ。）を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業（発電事業に該当する部分を除き、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給す

る場合における当該供給を行う事業（小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分を除く。）を含む。）とする。

第三条の十五の見出し中「第二十条の二の十七」を「第二十条の二の十八」に改め、同条第一項中「第二十条の二の十七第一項」を「第二十条の二の十八第一項」に改め、同条第二項中「第二十条の二の十七第二項」を「第二十条の二の十八第二項」に改める。

第四条の見出し中「第二十一条の五」を「第二十一条の六」に改め、同条第一項中「第二十一条の五第一項」を「第二十一条の六第一項」に、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「第二十一条の五第二項」を「第二十一条の六第二項」に、「本項」を「この項」に改める。

第四条の二の次に次の一条を加える。

（政令第二十二條第七号の総務省令で定めるもの等）

第四条の二の二 政令第二十二條第七号の総務省令で定めるものは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）第三条第一項第二号に規定する非化石証書（非化石エネルギー源の利用に関する電

気事業者の判断の基準（平成二十八年経済産業省告示第百十二号）1三に規定する非化石電源としての価値を有する電気として経済産業省が認定したものの量に係るものに限る。）とする。

2 政令第二十二号第七号に規定する総務省令で定める場合は、電気供給業を行う法人が同号の電気の供給に応じて前項に規定する非化石証書を使用する場合とする。

第四条の五第二号中「外国法人」の下に「（第四条の六の二及び第四条の七において同じ。）」を加える。  
第四条の六の二（見出しを含む。）中「第七十二条の二十五第十五項及び第十六項」を「第七十二条の二十五第十七項及び第十八項」に改め、同条を第四条の六の四とし、第四条の六の次に次の二条を加える。

（法第七十二条の二十五第十一項の申告書に添付する書類）

第四条の六の二 法第七十二条の二十五第十一項に規定する書類は、当該事業年度の収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書並びに次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの）とする。

一 当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。次号において同じ。）

二 外国法人の国内において行う事業又は国内にある資産に係る当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書

(法第七十二条の二十五第十二項の申告書に添付する書類)

第四条の六の三 法第七十二条の二十五第十二項に規定する書類は、当該事業年度の収入金額及び所得に関する計算書並びに貸借対照表及び損益計算書(貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとす。 ) とする。

第四条の七第一号口中「法第二十四条第三項に規定する」を削り、同条第二号中「収入割を申告納付すべき法人」を「法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業を行う法人」に改め、「出力したものの」の下に「とする。」を加え、同条に次の二号を加える。

三 法第七十二条の二第一項第三号イに掲げる法人 当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書並びに次に掲げるもの(当該次に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの

イ 当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。ロにおいて同じ。）

ロ 外国法人の国内において行う事業又は国内にある資産に係る当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書

四 法第七十二条の二第一項第三号ロに掲げる法人 当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額及び所得に関する計算書並びに当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとす。）

第六条の二の見出し中「第七十二条の四十八第三項第二号イ」を「第七十二条の四十八第三項第二号ロ」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をい）う。第四項において同じ。」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項

を削る。

第七条の二中「経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第二百二十五号）」を「経済センサス基礎調査規則（平成三十一年総務省令第四十六号）」による改正前の経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第二百二十五号。以下「旧経済センサス基礎調査規則」という。）に改める。

第七条の二の二中「経済センサス基礎調査規則」及び「同令」を「旧経済センサス基礎調査規則」に改める。

第七条の二の九中「商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）」を「商業統計調査規則及び特定サービス産業実態調査規則を廃止する省令（令和元年経済産業省令第十四号）」による廃止前の商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）」に改め、同条第二号中「経済センサス基礎調査規則」を「旧経済センサス基礎調査規則」に改める。

第七条の二の十五中「経済センサス基礎調査規則」を「旧経済センサス基礎調査規則」に改める。

第八条の四の見出し中「の提出」を削り、同条中「法第七十四条の六第一項」の下に「（第三号又は第四号に係る部分に限る。）」を加え、「当該製造たばこが外国航路又は外国航空路に就航する船舶又は航空機

に積み込まれたことを当該積込み港の所轄税関長が証明した書類その他の」を削り、「消費その他の処分（以下この条及び第八条の十一第三号において「消費等」という。）が同項第一号から第四号まで」を「消費等が同項第三号又は第四号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七十四条の六第一項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする卸売販売業者等は、当該製造たばこが外国航路又は外国航空路に就航する船舶又は航空機に積み込まれたことを当該積込み港の所轄税関長が証明した書類その他の当該製造たばこの売渡し又は消費その他の処分（以下この条及び第八条の十一第三号において「消費等」という。）が同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存しなければならない。

第九条の二第八項第二号、第十一項第二号、第十五項第二号及び第十八項第二号中「平成三十二年燃費基準達成レベル」を「令和二年度燃費基準達成レベル」に改め、同条第二十七項中「平成三十二年燃費基準エネルギー消費効率」を「令和二年度燃費基準エネルギー消費効率」に改め、同条第二十九項の表第八項第二号の項及び第十一項第二号の項中「平成三十二年燃費基準達成レベル」を「令和二年度燃費基準達成レベル」に改める。

第九条の四中「平成三十二年度燃費基準達成レベル」を「令和二年度燃費基準達成レベル」に改める。

第十条の二の十二（見出しを含む。）中「第三百四十三条第九項」を「第三百四十三条第十項」に改め、

同条を第十条の二の十五とし、第十条の二の十一の次に次の三条を加える。

（政令第四十九条の二第二号の固定資産に係る所有者情報を保有すると思料される者）

第十条の二の十二 政令第四十九条の二第二号の固定資産に係る所有者情報を保有すると思料される者であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第二号及び第七号に掲げる者については、同条第一号から第四号までに掲げる措置により判明した者に限る。

- 一 当該固定資産の使用者と思料される者
- 二 当該固定資産に関し所有権以外の権利を有する者
- 三 当該固定資産が所在する土地の登記事項証明書の交付の請求及び政令第四十九条の二第一号から第四号までに掲げる措置により判明した当該土地に関し所有権その他の権利を有する者（当該固定資産が土地である場合には、当該土地にある物件の登記事項証明書の交付の請求及び同条第一号から第四号までに掲げる措置により判明した当該物件に関し所有権その他の権利を有する者）



四 当該固定資産が農地である場合には、当該農地が記載されていると思料される農地台帳を備える農業委員会

五 当該固定資産が森林の土地である場合には、当該森林の土地が記載されていると思料される林地台帳を備える市町村の長

六 当該固定資産が所有者の探索について特別の事情を有するものとして総務大臣が定める土地又は家屋である場合には、総務大臣が定める者

七 政令第四十九条の二第三号の登記名義人等又は同条第四号の固定資産の所有者と思料される者が合併以外の事由により解散した法人である場合には、当該法人の清算人又は破産管財人

(政令第四十九条の二第三号の登記名義人等が記録されていると思料される書類等)

第十条の二の十三 政令第四十九条の二第三号の登記名義人等が記録されていると思料される書類であつて総務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

- 一 当該登記名義人等が日本国籍を有する個人である場合には、次に掲げる書類
- イ 住民基本台帳

ロ 戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票

二 当該登記名義人等が日本国籍を有しない個人である場合には、次に掲げる書類

イ 住民基本台帳

ロ 登録原票（政令第四十九条の二第三号に規定する登録原票をいう。次項第二号ロにおいて同じ。）

三 当該登記名義人等が法人である場合には、次に掲げる書類

イ 法人の登記簿（当該法人が地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体である場合にあっては、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第二十一条第二項に規定する台帳）

ロ 当該法人の代表者（政令第四十九条の二第一号から第四号までの措置により判明した者に限る。次項第三号ロにおいて同じ。）が記録されていると思料される住民基本台帳及び戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票（当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合には、当該法人の清算人又は破産管財人（同条第一号から第四号までの措置により判明した者に限る。次項第三号ロにおいて同じ。）が記録されていると思料される住民基本台帳及び戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票）

2 政令第四十九条の二第四号の固定資産の所有者と思料される者が記録されていると思料される書類であつて総務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 当該固定資産の所有者と思料される者が日本国籍を有する個人である場合には、戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票

二 当該固定資産の所有者と思料される者が日本国籍を有しない個人である場合には、次に掲げる書類

イ 住民基本台帳

ロ 登録原票

三 当該固定資産の所有者と思料される者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ 法人の登記簿

ロ 当該法人の代表者が記録されていると思料される住民基本台帳及び戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票（当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合には、当該法人の清算人又は破産管財人が記録されていると思料される住民基本台帳及び戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票）

（政令第四十九条の二第五号の固定資産の所有者を特定するための措置）

第十条の二の十四 政令第四十九条の二第五号の固定資産の所有者と思料される個人又は官公署に対してとる所有者を特定するための措置であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるもののいずれかとする。

一 当該個人（未成年者である場合にあつては、その法定代理人を含む。次号において同じ。）に対する書面の送付

二 当該個人への訪問

三 官公署に対する書面の送付その他の措置

第十条の三（見出しを含む。）中「第四十九条の二の二第一項」を「第四十九条の四第一項」に改める。

第十条の七の三第一項中「社会福祉法」の下に「第六十八条の二及び」を加え、「（同法）を」（それぞれ同法）に改める。

第十条の十四を削る。

第十条の十五（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二項ただし書」を「第三百四十九条の三第一項ただし書」に改め、同条を第十条の十四とする。

第十条の十六を第十条の十五とする。

第十一条の見出し及び同条第一項中「第五十二条の二の二第二項」を「第五十二条の二の二第三項」に改め、同条第二項中「第五十二条の二の二第二項第一号」を「第五十二条の二の二第三項」に改め、同条第三項を削る。

第十一条の二（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第五項」を「第三百四十九条の三第四項」に改める。

第十一条の三（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第六項」を「第三百四十九条の三第五項」に改める。

第十一条の三の二（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第八項」を「第三百四十九条の三第七項」に改める。

第十一条の四（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第九項」を「第三百四十九条の三第八項」に改める。

第十一条の十四（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十七項」を「第三百四十九条の三第二十六項」に改める。

第十五条の四の二第二項中「第五十二条の十三の三第四項」を「第五十二条の十三の三第五項」に改める。  
第十五条の九第五項第二号中「平成三十二年度燃費基準達成レベル」を「令和二年度燃費基準達成レベル」に改め、同条第九項中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第十一項の表第五項第二号の項中「平成三十二年度燃費基準達成レベル」を「令和二年度燃費基準達成レベル」に改める。

第十五条の十一中「平成三十二年度燃費基準達成レベル」を「令和二年度燃費基準達成レベル」に改める。  
第十六条の二の三の見出し中「の提出」を削り、同条中「第八条の四」を「第八条の四第二項」に改め、「第四百六十九条第一項」の下に「（第三号又は第四号に係る部分に限る。）」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第八条の四第一項の規定は、法第四百六十九条第一項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする卸売販売業者等が保存すべき書類について準用する。

第十六条の十二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 政令第五十四条の二十第二号に規定する総務省令で定める施設は、卸売業者が生鮮食料品等を保管する

施設のうち卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号）第七条第五項の規定により事業報告書において開設者に報告された施設とする。

第二十四条の五の見出しを「（政令第五十六条の二十九の施設）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 政令第五十六条の二十九第二号に規定する総務省令で定める施設は、卸売業者が生鮮食料品等を保管する施設のうち卸売市場法施行規則第七条第五項の規定により事業報告書において開設者に報告された施設とする。

第二十四条の三十九第一項中「としている」を「その他の方法が規定されている」に改め、同項第四号の次に次の三号を加える。

四の二 法第七十一条の十第二項の納入申告書の提出

四の三 法第七十一条の三十一第二項の納入申告書の提出

四の四 法第七十一条の五十一第二項の納入申告書の提出

第二十四条の三十九第一項第七号中「第十項」を「第十二項」に改め、同条第二項中「としている」を「その他の方法が規定されている」に改める。

第二十四条の四十第一項及び第二項中「としている」を「その他の方法が規定されている」に改める。

附則第二条の八（見出しを含む。）中「附則第九条第二十二項」を「附則第九条第二十一項」に改める。

附則第二条の九（見出しを含む。）中「附則第九条第二十三項」を「附則第九条第二十二項」に改める。

附則第三条の二の二第二項第一号中「第六十三条の二第一項」を「第六十三条の三第一項」に改める。

附則第三条の二の五中「経済センサス基礎調査規則」を「旧経済センサス基礎調査規則」に改める。

附則第三条の二の十二を削る。

附則第三条の二の十三（見出しを含む。）中「附則第七条第十二項」を「附則第七条第十一項」に改め、

同条を附則第三条の二の十二とする。

附則第三条の二の十四（見出しを含む。）中「附則第七条第十五項第二号」を「附則第七条第十四項第二

号」に改め、同条を附則第三条の二の十三とする。

附則第三条の二の十五（見出しを含む。）中「附則第七条第十五項第三号」を「附則第七条第十四項第三号」に改め、同条を附則第三条の二の十四とする。

附則第三条の二の十六の見出し中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同条第



一項中「附則第十一条第十三項に規定する適格特例投資家限定事業者」を「附則第十一条第十二項に規定する適格特例投資家限定事業者」に改め、同項第二号中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同条第二項中「附則第十一条第十三項第二号イ」を「附則第十一条第十二項第二号イ」に改め、同条を附則第三条の二の十五とする。

附則第三条の二の十七（見出しを含む。）中「附則第七条第十九項」を「附則第七条第十八項」に改め、同条を附則第三条の二の十六とする。

附則第三条の二の十八（見出しを含む。）中「附則第七条第二十一項」を「附則第七条第二十項」に改め、同条を附則第三条の二の十七とする。

附則第三条の二の十九の見出し及び同条第一項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同条第二項中「附則第七条第二十二項」を「附則第七条第二十一項」に改め、同条を附則第三条の二の十八とする。

附則第三条の二の二十の見出し及び同条第一項中「附則第七条第二十三項」を「附則第七条第二十二項」に改め、同条第二項中「附則第七条第二十三項第一号」を「附則第七条第二十二項第一号」に改め、同条を

附則第三条の二の十九とする。

附則第三条の二の二十一（見出しを含む。）中「附則第十一条第十七項」を「附則第十一条第十六項」に改め、同条を附則第三条の二の二十とする。

附則第三条の二の二十二を附則第三条の二の二十一とする。

附則第四条の七第九項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附則第五条の二第三項から第六項までの規定中「平成三十二年度燃費基準達成レベル」を「令和二年度燃費基準達成レベル」に改める。

附則第六条第十三項を削り、同条第十二項中「脱有機酸装置」及び「脱フェノール装置」を削り、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 附則第十五条第一項第三号に規定する総務省令で定める小規模な総合効率化事業者は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 その営む鉄道又は軌道に係る路線の長さの合計が三十五キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大都市（東京都、大阪市及び名古屋市をいう。）又は都市（横浜市及び福岡市をいう。）

）に存する鉄道事業者等（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第七条第一項に規定する特定鉄道事業者を除く。）

二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社

附則第六条第十四項中「附則第十五条第二項第三号」を「附則第十五条第二項第二号」に改め、同条第十五項中「附則第十五条第二項第四号」を「附則第十五条第二項第三号」に改め、同条第十六項中「附則第十五条第二項第五号」を「附則第十五条第二項第四号」に、「附則第十五条第二項第五号イ」を「附則第十五条第二項第四号イ」に改め、同条第十七項中「附則第十五条第二項第五号イ」を「附則第十五条第二項第四号イ」に改め、同条第十八項中「附則第十五条第二項第六号」を「附則第十五条第二項第五号」に改め、「濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置」、「脱有機酸装置」及び「脱フェノール装置、脱ア

ンモニア装置」を削り、同条第十九項第一号中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第二十五項第一号ニを削り、同項第二号中「可能なもの」の下に「（電気機関車を除く。）」を加え、同条第三十項中「附則第十一条第十一項第一号」を「附則第十一条第十一項」に改め、同条第三十二項第四号中「（昭和六十年法律第八十八号）」を削り、同条第三十七項第一号中「（平成元年法律第六十一号）」を削り、同条第三十八項中「貨車」の下に「であることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両」を加え、同条第四十二項から第四十四項までを削り、同条第四十一項を同条第四十二項とし、同条第四十項を同条第四十一項とし、同条第三十九項を同条第四十項とし、同条第三十八項の次に次の一項を加える。

39 法附則第十五条第十七項に規定する総務省令で定める小規模な総合効率化事業者は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 その営む鉄道又は軌道に係る路線の長さの合計が三十五キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大都市（東京都、大阪市及び名古屋市をいう。）又は都市（横浜市及び福岡市をいう。）に存する鉄道事業者等（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置

法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者を除く。）

- 二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）
- （附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社

附則第六条第四十五項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

46 法附則第十五条第二十三項に規定する当該設備のうち総務省令で定めるものは、前項第四号に掲げる機械その他の設備とする。

附則第六条第四十八項中「附則第十一条第二十八項」を「附則第十一条第二十五項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十九項中「附則第十一条第二十九項」を「附則第十一条第二十六項」に改め、同

項を同条第四十八項とし、同条第五十項中「附則第十一条第三十項」を「附則第十一条第二十七項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十一項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十二項中「附則第十一条第三十一項」を「附則第十一条第二十八項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十三項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十四項中「附則第十一条第三十二項」を「附則第十一条第二十九項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十五項中「附則第十一条第三十三項」を「附則第十一条第三十四項」を「附則第十一条第三十一項」に、「同条第三十三項第一号」を「同条第三十項第一号」に改め、同項を同条第五十七項中「附則第十五条第三十三項第一号イ」を「附則第十五条第三十項第一号イ」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十八項中「附則第十五条第三十三項第一号イ」を「附則第十五条第三十項第一号イ」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十九項中「附則第十五条第三十三項第一号ロ」を「附則第十五条第三十項第一号ロ」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第六十項を削り、同条第六十一項中「附則第十五条第三十三項第一号ニ」を「附則第十五条第

三十項第一号ハ」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第六十二項中「附則第十五条第三十三項第一号ホ」を「附則第十五条第三十項第一号ニ」に改め、同項を同条第六十項とし、同項の次に次の一項を加える。

61 法附則第十五条第三十項第二号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力五千キロワットとする。

附則第六条第六十三項中「附則第十五条第三十三項第三号ハ」を「附則第十五条第三十項第三号ハ」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十四項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十五項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十六項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十七項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十八項を削り、同条第六十九項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第七十項から第七十四項までを削り、同条第七十五項中「附則第十一条第四十一項第七号」を「附則第十一条第三十六項第六号」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十六項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項の表の第一号中「附則第十一条第四十項第一号」を「附則第十

一条第三十五項第一号」に改め、同表の第二号中「附則第十一条第四十項第二号」を「附則第十一条第三十五項第二号」に改め、同表の第三号中「附則第十一条第四十項第三号」を「附則第十一条第三十五項第三号」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十七項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第七十八項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十九項中「附則第十一条第四十四項」を「附則第十一条第三十九項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第八十項中「附則第十一条第四十四項」を「附則第十一条第三十九項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第八十一項中「附則第十一条第四十五項第一号」を「附則第十一条第四十項第一号」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第八十二項中「附則第十一条第四十五項第一号」を「附則第十一条第四十項第一号」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第八十三項中「附則第十一条第四十五項第二号」を「附則第十一条第四十項第二号」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第八十四項中「附則第十一条第四十五項第三号」を「附則第十一条第四十項第三号」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第八十五項中「附則第十一条第四十五項第四号」を「附則第十一条第四十項第四号」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第八十六項中「附則第十一条第四十六



項」を「附則第十一条第四十一項」に改め、同項各号中「附則第十五条第四十七項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十七項中「附則第十一条第四十七項」を「附則第十条第四十二項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第八十八項中「附則第十五条第四十九項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条に次の五項を加える。

82 政令附則第十一条第四十七項に規定する総務省令で定める機械及び装置は、集会施設、研修施設、託児施設、生活改善センター、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設又は生活安全保護施設において農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置とする。

83 政令附則第十一条第四十七項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 購入した機械及び装置 次に掲げる金額の合計額
- イ 当該機械及び装置の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該機械及び装置の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
- ロ 当該機械及び装置を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した機械及び装置 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時ににおける当該機械及び装置の取得のために通常要する価額

ロ 当該機械及び装置を事業の用に供するために直接要した費用の額

84 政令附則第十一条第四十九項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械装置等の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入した機械装置等 次に掲げる金額の合計額

イ 当該機械装置等の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該機械装置等の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該機械装置等を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した機械装置等 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時ににおける当該機械装置等の取得のために通常要する価額

ロ 当該機械装置等を事業の用に供するために直接要した費用の額

85 法附則第十五条第四十九項に規定する地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線

局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして総務省令で定めるものは、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局（無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第2注21（11）に規定する地域社会の諸課題の解決に寄与するものに限る。）とする。

86 政令附則第十一条第五十一項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる償却資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 購入した償却資産 次に掲げる金額の合計額
- イ 当該償却資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該償却資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
- ロ 当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用の額
- 二 購入以外の方法により取得した償却資産 次に掲げる金額の合計額
- イ その取得の時における当該償却資産の取得のために通常要する価額
- ロ 当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

附則第八条の三の五第三項第二号及び第五項第二号中「平成三十二年燃費基準達成レベル」を「令和二年度燃費基準達成レベル」に改める。

附則第十三条の三第二項第一号中「第三十一条の二第二項第十二号から」を「第三十一条の二第二項第十三号から」に、「同項第十二号、」を「同項」に改め、同号イ中「第十三条の三第十項第一号イ」を「第十三条の三第九項第一号イ」に改め、同号ロ中「第三十一条の二第二項第十二号、」を「第三十一条の二第二項第十三号」に、「第二十号の二第二十三項」を「第二十号の二第二十二項」に、「同条第二十五項若しくは第二十六項」を「同条第二十四項又は第二十五項」に、「同条第二十四項又は第二十五項」を「同条第二十三項又は第二十四項」に改め、同項第二号中「第三十一条の二第二項第十二号及び」を「第三十一条の二第二項第十三号」に、「同項第十二号又は第十四号」を「同号」に改め、同号イ中「第十三条の三第十項第二号イ」を「第十三条の三第九項第二号イ」に改め、同項第三号イ中「第十三条の三第十項第三号イ」を「第十三条の三第九項第三号イ」に改め、同条第三項及び第四項中「第二十号の二第二十四項又は第二十五項」を「第二十号の二第二十三項又は第二十四項」に改め、同条第六項第二号中「第十三条の三第十二項第二号」を「第十三条の三第十一項第

二号」に改め、同条第七項第一号中「第十三条の三第十三項第一号」を「第十三条の三第十二項第一号」に改め、同条第八項中「第十三条の三第十四項」を「第十三条の三第十三項」に改め、同条第九項第三号中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改め、同条第十一項中「第二十条の二第二十六項」を「第二十条の二第二十五項」に改め、同条第十二項第三号中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改める。

附則第十三条の四第一項中「自治省令」を「総務省令」に改める。

附則第二十三条第一項第一号ハ(7)から(9)まで及び第二項第一号ハ(7)から(9)まで並びに第二十三条の二第一項第一号ハ(7)から(9)までの規定中「三十一年十月旧法」を「元年十月旧法」に改める。

附則第二十五条第一項第一号ハ(7)中「次条第一項」を「次条」に、「三十一年十月旧法」を「元年十月旧法」に改め、同号ハ(8)及び(9)並びに同条第二項第一号ハ(7)から(9)までの規定中「三十一年十月旧法」を「元年十月旧法」に改める。

附則第二十六条第一項第一号ハ(7)から(9)まで及び第四項第一号ハ(7)から(9)までの規定中「三十一年十月旧法」を「元年十月旧法」に改める。

第一号の三様式中「の規定により告示された割合」や「に規定する平均貸付割合」及び「特例基準割合」と並び、「延滞金特例基準割合」と並び、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を並び、「当該特例基準割合適用年」や「その年」と並び、「特例基準割合に」と並び、「延滞金特例基準割合に」と並び、「」。

第一号の四様式表中「の規定により告示された割合」や「に規定する平均貸付割合」及び「特例基準割合」と並び、「延滞金特例基準割合」と並び、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を並び、「当該特例基準割合適用年」や「その年」と並び、「特例基準割合に」と並び、「延滞金特例基準割合に」と並び、「同様式備考2中「なつた」を「なつた」に改める。

第二号様式別表を次のように改める。

**第三号様式別表 (別添①) 挿入**

第四号様式、第四号の二様式及び第五号の二様式中「以後」や「から令和2年12月31日まで」及び「租税特別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法」と並び、「割合」と並び「割合」とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合

(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中において  
は、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算  
した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算し  
た割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)と」に改  
める。

第五号の四様式を次のように改める。

第五号の四様式 (別添②) 挿入

第五号の四様式別表を次のように改める。

第五号の四様式別表 (別添③) 挿入

第五号の十三様式を次のように改める。

第五号の十三様式 (別添④) 挿入

第六号様式別表八の表中「積貯和算」を「貨物保険」に、「積荷保険」を「貨物保険」に改  
める。

第十六号様式別表一記載要領4中「紙巻たばこについて」を「紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこについて」と改め、「製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加え、「法第74条の4第3項第2号」を「同条第3項第2号」と改め、同記載要領5中「掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第十六号様式別表二記載要領4、第十六号の二様式記載要領4、同様式別表一記載要領4、同様式別表二記載要領4及び同様式別表三記載要領4中「紙巻たばこの本数、法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこ」を「紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」と改める。

第十六号の五様式記載要領5中「紙巻たばこについて」を「紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこについて」と改め、「製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加え、「法第74条の4第3項第2号」を「同条第3項第2号」と改め、同記載要領6中「掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第十六号の十三様式の備考の表を次のように改める。



業種	略称
法第144条の6に掲げるもの	石油化学製品製造業 石化

業種	略称
法附則第12条の2の7第1項第1号に掲げるもの	漁船
	漁船以外の船舶
法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げるもの	自衛隊
法附則第12条の2の7第1項第3号に掲げるもの	鉄道用車両・軌道用車両
法附則第12条の2の7第1項第4号に掲げるもの	農業等
	林業等
法附則第12条の2の7第1項第5号に掲げるもの	セメント製品製造業
	生コンクリート製造業
	鉱物の掘採事業
	鉱

とび・土工事業	と
鉱さいバラス製造業	バ
港湾運送業	港
倉庫業	倉
貨物利用運送事業等	貨
航空運送サービス業	空
廃棄物処理事業	廃
木材加工業	木加
木材市場業	木市
堆肥製造業	肥
索道事業	索

第十六号の四十三様式の表中 「32年度燃費基準+30%達成」 と 「R2年度燃費基準+30%達成」 と 「32年度燃費基準+10%達成」 と 「R2年度燃費基準+10%達成」 と 「30年度」 と 「R1年度」 との間の 回数を

記載要領を次のように改める。

第十六号の四十三様式記載要領 挿入

第十七号様式別表を次のように改める。

第十七号様式別表 (別添⑤) 挿入

第十七号の二様式別表を次のように改める。

第十七号の二様式別表 (別添⑥) 挿入

第十九号様式中「第321条の7の12第1項」を「第321条の7の13第1項」に改める。

第二十四号様式記載要領2中「及び第7項」を「、第6項及び第8項」に改める。

第二十五号様式記載要領4中「又は第4項」を「、第4項又は第5項」に改める。

第三十三号の四様式記載要領を次のように改める。

第三十二号の四様式記載要領 挿入

第三十三号の四の二様式の表中「30年排出ガス基準適合」を「H30年排出ガス基準適合」に、「21年排出ガス基準10%低減」を「H21年排出ガス基準10%低減」に、「32年度燃費基準+30%達成」を「R2年度燃費基準

「32年度燃費基準＋10%達成」を「R2年度燃費基準＋10%達成」に、「27年度燃費基準＋35%達成」を「H27年度燃費基準＋35%達成」に、「27年度燃費基準＋15%達成」を「H27年度燃費基準＋15%達成」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第九条（地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第三十九号）附則第三条の改正規定を除く。）の規定 公布の日
- 二 第十六号様式別表一記載要領4及び5、同様式別表二記載要領4、第十六号の二様式記載要領4、同様式別表一記載要領4、同様式別表二記載要領4、同様式別表三記載要領4並びに第十六号の五様式記載要領5及び6の改正規定並びに附則第八条の規定 令和二年十月一日
- 三 第一条の九の七を第一条の九の九とし、第一条の九の六の次に二条を加える改正規定、第二条の二第

四項の改正規定（「第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項」を「第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項」に改める部分に限る。）、同条第五項の改正規定（同項を同条第六項とする部分を除く。）及び第二条の三の六第六項の改正規定（「（昭和四十二年法律第八十一号）」を削る部分に限る。）並びに第一号の三様式、第一号の四様式、第三号様式別表、第四号様式、第四号の二様式、第五号の二様式、第五号の四様式、同様式別表、第十七号様式別表及び第十七号の二様式別表の改正規定

令和三年一月一日

四 第二十四条の三十九第一項第四号の次に三号を加える改正規定及び附則第六条の規定 令和三年十月一日

五 第二条の二の改正規定（同条第四項中「第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項」を「第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項」に改める部分、同項中「（以下この項において「申告者」という。）」を削る部分及び同項中「又は所得税法」を「又は同法」に改める部分並びに同条第五項中「第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項」を「第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項」に改める部分を除く。）、第二条の三の三第十項の改正規定（「第二条の二第

五項」を「第二条の二第六項」に改める部分に限る。）、第二条の三の五第二項の改正規定（「第二条の二第六項第二号」を「第二条の二第七項第二号」に改める部分に限る。）及び第二条の三の六の改正規定（同条第九項中「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に改める部分及び同条第十項中「第二条の二第六項第二号」を「第二条の二第七項第二号」に改める部分に限る。）並びに次条の規定 令和六年一月一日

六 第十六条の十二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、第二十四条の五の見出しの改正規定及び第二十四条の五に一項を加える改正規定 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

七 附則第六条に八項を加える改正規定（同条第八十八項及び第八十九項に係る部分に限る。） 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第 号）の施行の日

八 附則第四条の七第九項の改正規定 肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行の日

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の二第四項及び第五項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方税法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項に規定する申告書を提出する場合（同法第四十五条の三第一項及び第三百十七条の三第一項の規定により提出されたものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る同法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

第三条 新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定は、令和二年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第九号）による改正後の地方税法施行令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。次項から第五項までにおいて同じ。）とする徴収取扱費（地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。次項から第五項までにおいて同じ。）の支払から適用する。

この場合において、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「政令第三十五条の十七第一項」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第九号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第五条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項」と、新規則附則第三条の二の三第一項中「政令附則第六条の十一第一項」とあるのは「改正令附則第五条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項」とする。

2 令和二年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「徴収取扱費基礎額（政令第三十五条の十七第一項に規定する）」とあるのは「令和二年三月の徴収取扱費基礎額（地



方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百九号。以下この項及び附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する令和二年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び令和二年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する令和二年四月及び五月の）と、新規則附則第三条の二の三第一項中「徴収取扱費基礎額（政令附則第六条の十一第一項に規定する」とあるのは「令和二年三月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する令和二年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び令和二年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する令和二年四月及び五月の）」とする。

3 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における令和二年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用に

ついでには、同項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八第一項中「徴収取扱費基礎額（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第九号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第五条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する」とあるのは「令和二年三月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する令和二年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び令和二年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される政令附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される政令附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する令和二年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される政令附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する令和二年四月及び五月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び令和二年

第六条の十一第一項に規定する令和二年四月及び五月の」とする。

4 令和三年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「徴収取扱費基礎額（政令第三十五条の十七第一項に規定する」とあるのは「令和三年三月の徴収取扱費基礎額（地方法税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百九号。以下この項及び附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第五条第七項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する令和三年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第七項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する令和三年四月及び五月の」とする。）」と、新規則附則第三条の二の三第一項中「徴収取扱費基礎額（政令附則第六条の十一第一項に規定する」とあるのは「令和三年三月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第七項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する令和三年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第七項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する令和三年四月及び五月の」とする。

5 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における令和三年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、同項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八第一項中「徴収取扱費基礎額（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第九号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第五条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する令和三年三月の徴収取扱費基礎額（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第九号。以下この項及び附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する令和三年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第八項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する令和三年四月及び五月の」と、第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則附則第三条の二の三第一項中「徴収取扱費基礎額（

改正令附則第五条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する「とあるのは「令和三年三月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第八項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する令和三年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第八項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する令和三年四月及び五月の」とする。

（自動車税に関する経過措置）

第四条 新規則第十六号の四十三様式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第五条 新規則附則第六条第二十五項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する車両に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得されたこの省令による改正前の地方税法施行規則附則第六條第二十五項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(特定書面等地方税関係申告等に関する経過措置)

第六条 新規則第二十四条の三十九第一項(第四号の二から第四号の四までに係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方税法第七百四十七条の二第二項の特定書面等地方税関係申告等について適用する。

(地方自治法施行規則の一部改正)

第七条 地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の項の欄中及び目の欄中「1 地方特

「1

人特別譲与税」を「1 特別法人事業譲与税」に改め、同表市町村の目の欄中「1 環境性能割」を  
2

環境性能割

に改め、同表市町村の款の欄中「20 市(町村)費」を「21 市(町村)費」に改め、  
種別割」

「7 環境性能割交付金」の款から「19 諸収入」の款までを一号ずつ繰り下げ、同表市町村の欄中

「6 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金

を

1 地方消費税交付金

」

「 6 法人事業税交付金

1 法人事業税交付金

1 法人事業税交付金

7 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金

に改

」

め、回表の備考1中「1 地方法人特別譲与税」及び「1 特別法人事業譲与税」並びにめ、回表の備考2中

「8 地方特例交付金」及び「9 地方特例交付金」並びに「12 地方特例交付金」及び「13 地方特例交付金

」並びに

「 6 地方消費税交付金

7 環境性能割交付金

1 地方消費税交付金

1 環境性能割交付金

1 地方消費税交付金

1 環境性能割交付金

」

「 6 法人事業税交付金

1 法人事業税交付金

1 法人事業税交付金

7 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金

」

8 環境性能割交付金

1 地方消費税交付金



		1 環境性能割交付金		1 環境性能割交付金	
				1 環境性能割交付金	
「	7 地方消費税交付金				
		1 地方消費税交付金		1 地方消費税交付金	
	8 ゴルフ場利用税交付金				
		1 ゴルフ場利用税交付金		1 ゴルフ場利用税交付金	
	9 環境性能割交付金				
		1 環境性能割交付金		1 環境性能割交付金	
	10 軽油引取税交付金				
				1 環境性能割交付金	
					」

1 軽油引取税交付金

1 軽油引取税交付金

2 旧法による軽油引取税交付金

11 国有提供施設等所在市町村助成交付金

1 国有提供施設等所在市町村助成交付金

1 国有提供施設等所在市町村助成交付金

「 7 法人事業税交付金

1 法人事業税交付金

			1 法人事業税交付金
8	地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金
9	ゴルフ場利用税交付金	1 ゴルフ場利用税交付金	1 ゴルフ場利用税交付金
10	環境性能割交付金	1 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金
11	軽油引取税交付金	1 軽油引取税交付金	1 軽油引取税交付金

に始

12 国有提供施設等所在市町村 村助成交付金	1 国有提供施設等所在市町村 村助成交付金	2 旧法による軽油引取税交付金
		1 国有提供施設等所在市町村 村助成交付金

める。

別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳出の表都道府県の項の欄及び目の欄中

「 7 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金
--------------	------------

8	ゴルフ場利用税交付金	1	ゴルフ場利用税交付金	を
9	環境性能割交付金	1	環境性能割交付金	
10	利子割精算金	1	利子割精算金	
「				
7	法人事業税交付金	1	法人事業税交付金	
8	地方消費税交付金	1	地方消費税交付金	
9	ゴルフ場利用税交付金	1	ゴルフ場利用税交付金	
」				
に於ける。				

10 環境性能割交付金		
11 利子割精算金	1 環境性能割交付金	1 利子割精算金

別記歳入予算に係る節の区分の表節の欄中「もの」の次に「及び項の区分を軽自動車税とし田の区分を環境性能割とするもの」を加える。

(地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第八条 地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十六号様式別表一記載要領4及び第十六号の五様式記載要領5の改正規定中「第74条の4第3項第2号」を「第74条の4第3項第1号」を「同条第3項第2号」を「同条第3項第1号」に改める。  
別記第一号様式を次のように改める。

別記第一号様式 (別添①) 挿入

別記第二号様式を次のように改める。

別記第二号様式 (別添②) 挿入

(地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第九条 地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成三十一年総務省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法施行規則附則第三条の二の次に一条を加える改正規定中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改める。

附則第三条中「附則第六条第五項」を「附則第六条第四項」に改める。

附則第五条中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改める。

(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部改正)

第十条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第二条（見出しを含む。）中「附則第三条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

附則第三条の見出し中「平成三十一年度から平成三十三年度まで」を「令和元年度から令和三年度まで」に改め、同条中「平成三十一年度から平成三十三年度まで」を「令和元年度から令和三年度まで」に改め、「附則第三条第一項」の下に「又は第二項」を加える。